審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 事務局が指定した場所以外の場所に立ち入ることは出来ません。
- 2 携帯電話・電子機器等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はできません。
- 4 傍聴人は、意見を述べることはできません。 また、静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は謹んで下さい。
- 5 審議会委員等の言論に賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはできません。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
- 8 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き謹んで下さい。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用はできません。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、会長、北海道地方労働審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、会長が退場を命ずる場合が あります。

北海道地方労働審議会事務局